

紋別空港における「A2-BCP」編
～自然災害に強い空港を目指して～

令和2年（2020年）9月
紋別空港

目 次

1. はじめに
2. 用語の定義
3. オホーツク紋別空港の特徴
4. A2-BCPの構成
5. 被害想定
6. 総括的災害マネジメントに向けた目標設定
7. 合同対策本部の設置
8. B-Plan (Basic Plan : 基本計画)
 - 8-1. 滞留者対応計画
 - 8-2. 早期復旧計画
 - 8-3. 電力供給機能 S-Plan (Specific-functional Plan : 機能別の喪失時対応計画)
 - 8-4. 通信機能
 - 8-5. 上下水道機能
 - 8-6. 燃料供給機能
 - 8-7. 空港アクセス機能
9. 情報発信
10. 外部機関との連携
11. 訓練計画
12. 各施設の担当部署と技術者の配置状況

1. はじめに

平成30年9月、関西国際空港では、台風21号による大規模浸水、タンカーによる連絡橋への衝突等が発生し、空港としての全機能をほぼ一時喪失したことにより一時、職員を含む8,000人近くが孤立した。また、一部で停電が発生し空調が効かず、トイレも使えない状態であった。

さらに新千歳空港では、北海道胆振東部地震による旅客ターミナルビルへの電力供給停止等、これまで我が国の空港が経験したことのないような大規模な自然災害が発生している。

これにより、我が国の航空ネットワークを維持するために空港の関係機関が個別に対応するのではなく、空港全体として一体となって対応して行くための計画として、各空港において「A2 (Advanced/Airport) - BCP」を策定することが盛り込まれ、自然災害に強い空港づくりを目指していくこととなった。

2. 用語の定義

本ガイドライン中で使用される主な用語については、以下の通り定義。

・ A2 (Advanced/Airport) - BCP

空港全体としての機能確保及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化したもので、「B-Plan」、「S-Plan」等により構成。全ての空港利用者（滞留者）の安全・安心を確保し背後圏の支援、航空ネットワークの維持を目的として、空港ごとに策定。関係機関が個別に策定するBCP（個別BCP）と連動することにより、当該空港としての事業継続を目指す。

・ BCP (Business Continuity Planning)

災害などの緊急事態が発生したときに、損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画。

・ 合同対策本部

自然災害発生時に当該空港に設置される合同対策本部のことで「A2 - BCP」で位置づけられた本部長を現場の意思決定者とし、全ての関係機関を総括。

・ 「現地合同対策本部」事務局

自然災害発生直後において、「現地合同対策本部」が設置される前の段階にあっても総合政策部航空課への連絡（第一報）を行うとともに、「現地合同対策本部」の設置（構成員の招集）や運営等の事務を担う。「現地合同対策本部」の本部長が所属する組織が担うことを想定。

・ B-Plan (Basic Plan : 基本計画)

空港利用者の安全・安心の確保を目的とした「滞留者対応計画」及び航空ネットワークを維持するための滑走路等の空港施設の「早期復旧計画」からなる、「A2 - BCP」の基本となる計画。

・ S-Plan (Specific-functional Plan : 機能別の喪失時対応計画)

空港を機能させるために必要となる「電源供給」、「通信」、「上下水道」、「燃料供給」、「空港アクセス」といった5つの機能別の喪失時対応計画。「B-Plan」と併せて策定。

・ TEC-FORCE (Technical Emergency Control Force)

大規模自然災害への備えとして、迅速に地方公共団体等への支援が行えるよう、2008年4月に創設された「緊急災害対策派遣隊」のこと。大規模な自然災害等に際して、被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑に実施し、全国の各地方整備局、地方航空局、地方運輸局等の職員が活動。

・ 関係機関

空港管理事務所、空港内事業者、復旧工事を行う民間事業者、救急・救命活動を担う機関、関係自治体、警察、アクセス交通事業者、自然災害発生時の滞留者対応及び空港の機能復旧に関わる組織・事業者。

- ・ 空港管理者

空港法第4条及び第5条に規定される、空港の設置及び管理を行う者。コンセッション空港にあっては、例外的な事態を除き運営権者を想定（ただし第3章Ⅱ5.（2）5-8においては、空港管理者と運営権者は別として整理）。

- ・ 空港機能

滑走路等の基本施設や旅客ターミナルビル等の空港施設だけでなく、空港アクセス等空港の運営に必須となる施設等の機能。

- ・ 空港内事業者

旅客ターミナルビルの運営主体、航空会社等を想定。

- ・ 個別BCP

関係機関が専門的知見をもって個別に策定するBCP。関係機関が自らの行動計画を定めたものであり、「A2-BCP」と一体となって当該空港における事業継続に向けた取組をなすもの。

- ・ 災害時配慮者

傷病者、高齢者、障害者、乳幼児等の避難時において特に配慮を要する者。

- ・ 滞留者

自然災害発生時に空港に留まると想定される、航空旅客をはじめとした全ての空港利用者を指し、近隣からの避難者（空港への流入者）等も含む。なお、滞留者数の把握にあたっては、空港内の従業員も含む。

- ・ ノータム (NOTAM : Notice to Airmen)

航空保安諸施設、業務、方式及び航空に危険を及ぼすもの等の設置、状態又は変更に関する情報で、書面による航空情報では時機を得た提供が不可能な場合に通信回線及びインターネットにより配布されるもの。

- ・ 「現地合同対策本部」の本部長

国管理空港では空港長、コンセッション空港では運営権者の長、地方管理空港や会社管理空港では空港管理者の代表者を想定。

- ・ リエゾン

フランス語 (Liaison) で「つなぐ」という意味で、国土交通省では「災害対策現地情報連絡員」の呼称として使用。自然災害が発生した場合等において、国から被災地に派遣され、国との情報伝達の円滑化を図り、適切な災害対応を行う上で役立つ情報提供や助言を適時的確に実施。

3. オホーツク紋別空港の特徴

(1) 特徴

オホーツク紋別空港は、紋別市中心部から湧別方面に約8Km離れた小向にあり、小型ジェット機が3機駐機可能なエプロンがある。空港周辺の地勢はオホーツク海沿岸から内陸部に向かって徐々にその高さを増し、滑走路の標高は約17.8mの地点に設置されている。

4. A2-BCPの構成

紋別空港における「A2-BCP」は、自然災害編による対応が困難な場合に発動され、地域防災計画で想定されているレベルの自然災害を対象とし、空港利用者の安全・安心の確保を目的とした「滞留者対応計画」及び航空ネットワークを維持するための滑走路・旅客ターミナルビル等の空港施設の「早期復旧計画」からなる基本計画 (B-Plan) に加え、空港を機能させるために必要となる「電力」、「通信」、「上下水道」、「燃料」、「空港アクセス」、といった5つの機能別の喪失時対応計画 (S-Plan) を策定し、自然災害に強い紋別空港を目指す。

5 被害想定

(1) 地震

① 想定規模

紋別市地域防災計画と同じ震度6強以上とする。

②想定される被害状況

- ・地震の発生により、空港アクセス道路が通行止めとなりターミナルビル内に空港利用者及び空港内職員が合わせて 250 人滞留。(定期便到着前、乗客と送迎の方が 190 名、空港内職員は 60 名程度を想定)
- ・北海道電力からの電力供給は継続しているが、空港内受配電設備の一部が損傷により停電が発生、または電柱の倒壊、電線の切断等により北海道電力からの電力供給が停止。
- ・紋別市水道部からの上水は断水、通信回線は電話回線(固定、携帯)が利用しづらい状況が発生。
- ・滑走路、誘導路等の基本施設がクラックにより使用不可能。(クラックは目地開き程度)

(2) 津波

オホーツク紋別空港が設置されている所在地は、紋別市防災計画に基づくハザードマップにおいて津波の影響がないことから除外するが、空港アクセス等に支障がある場合には、別途判断する。

(3) 悪天候等

①想定規模

<基準一覧表>

種類	警報発表基準	有効期間
強風警報	10分間平均風速34kt以上48kt未満(17.2m/s以上約24.5m/s未満)の風速が予想される場合。* ¹	現象継続期間 (最大6時間)
暴風警報	10分間平均風速48kt(24.5m/s)以上の風速が予想された場合(ただし、熱帯低気圧による64kt(約32.7m/s)以上の風速が予定される場合は除く)。* ¹	
台風警報	熱帯低気圧により、10分間平均風速64kt(約32.7m/s)以上の風速が予定される場合。* ¹	
大雨警報	1時間に雨量が60 ^{mm} 以上又は3時間に雨量が90 ^{mm} 以上予想される場合。* ¹	
大雪警報	基準は設けない。	

*¹ : 気象庁新千歳航空観測所 HP の飛行場警報の警報発表基準を準用
(紋別空港は飛行場警報の発表がされない)

②想定される被害状況

- ・悪天候等の発生により、空港アクセス道路が通行止めとなり、ターミナルビル内に空港利用者及び空港内従業員が合わせて 250 人滞留。(定期便到着前、乗客と送迎が 190 名、空港内職員は 60 名を想定)
- ・強風等により、電柱の倒壊、電線の切断等により北海道電力からの供給が停止。
通信回線は電話回線(固定)が電柱の倒壊、携帯電話は周辺基地局の障害により、それぞれ利用しづらい状況が発生。

6 総括的災害マネジメントに向けた行動目標

(1) 空港利用者の安全・安心の確保

- ・空港利用者及び職員の避難を最優先する。
- ・滞留者への食料、水、トイレ等の提供、通信環境、避難手段の確保を図る。

(2) 空港機能の早期復旧(自然災害発生後に空港のアクセスが途絶えたとしても、最低限 19 時間空港内に滞留することが可能になるよう)、必要な備蓄品(非常食、飲料水、毛布、簡易トイレ、携帯充電器等)を確保する環境を整備。

(3) 背後圏の支援及び航空ネットワークの維持又は早期復旧

- ・大規模地震により被災した場合であっても、警報解除後復旧作業が開始でき次第、72 時間以内に民間航空機の運航が可能となる状態まで滑走路等の空港施設を復旧。

7 現地合同対策本部の設置

(1) 「現地合同対策本部」の設置

- ・紋別空港において、設置基準に達する自然災害が発生した場合に、「現地合同対策本部」が設置される。
- ・「現地合同対策本部」事務局はオホーツク紋別空港管理事務所が担うこととし、設置場所は、オホーツク紋別空港管理事務所所長室とする。
- ・情報共有連絡系統図は自然災害編 別図 3 による。
- ・設置基準は、次のとおりとする。

①地震

・紋別空港が震度「6強」以上の地震が発生した時は、運用時間内は5分以内に自動参集。それ以外の時間については、30分以内を目標に自動参集。

②悪天候等

・オホーツク紋別空港管理事務所長又は管理事務所次長が必要と判断した場合に参集。

③上記①及び②に関わらず、自然災害の発生が予見され、かつ、空港の機能維持復旧や滞留者対応等について関係者との総括的な調整が必要とオホーツク紋別空港管理事務所長が判断した場合。

(2)「現地合同対策本部」の構成

・「現地合同対策本部」の構成は次のとおりで、本部長をオホーツク紋別空港管理事務所長、副本部長を管理事務所次長とする。

・現場の意思決定者は本部長とし、副本部長は本部長を補佐する。なお、本部長が到着するまでの間は、管理事務所次長が本部長を代行する。

また、不在の場合の代行順位は、①管理事務所施設係長②管理事務所管理係長とする。

＜現地合同対策本部の構成＞

	所 属	役職名
本部長	オホーツク総合振興局網走建設管理部	事務所長
副本部長	オホーツク総合振興局網走建設管理部	次長
本部員	オホーツク総合振興局網走建設管理部	施設係長
本部員	オホーツク総合振興局網走建設管理部	管理係長
本部員	オホーツク紋別空港ビル(株)	代表取締役専務
本部員	全日本空輸株式会社	紋別空港所長

(3)「現地合同対策本部」の役割

・「現地合同対策本部」は、主に次の事項を行う。

①自然災害やその被害、加えて復旧状況等に関する情報の一元的な収集・共有、記録、整理外部機関への発信。

※関係機関や関係自治体との情報共有や報道機関への情報提供等を含む。

②被災状況に基づく対応方針の決定。

③決定事項に基づく関係機関への要請。

④空港施設や空港アクセス等の被災・復旧状況に応じた外部機関への各種要請。

【「現地合同対策本部」の参集イメージ】

自然災害発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関において、死傷者の有無、航空機の現状、運航状況等を把握し、事務局に情報を報告。 ○事務局は維持管理課経由で航空課から国土交通省に連絡（第1報は15分以内）（運用時間外は直接、国土交通省に連絡） ○関係機関において、運航再開のための機能復旧に要する時間等を整理。 ○設置基準に基づき「現地合同対策本部」を設置（事務局から各構成員に招集の連絡）。
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



<p>【運用時間内】 [5分以内] 本部への招集</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○対応方針や計画実行の決定 <ul style="list-style-type: none"> ・傷病者を含む滞留者への対応、空港外への避難の要否。 ・滑走路等の空港施設の復旧、運航再開の見通し。 ・広報の方針を決定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「現地合同対策本部」の全構成員（参集可能な関係機関）を招集 ・関係機関の対応（役割分担）を確認。 ・外部機関へ各種要請。
<p>【それ以外の時間】 [30分を目標] 本部への招集</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○対応方針や計画実行の決定 <ul style="list-style-type: none"> ・滑走路等の空港施設の復旧、運航再開の見通し。 ・広報の方針を決定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「現地合同対策本部」の全構成員（参集可能な関係機関）を招集 ・関係機関の対応（役割分担）を確認。 ・外部機関へ各種要請。



○対応方針と役割分担を確認後、対応方針の決定に必要な関係機関のみ参集。

B-Plan (Basic Plan: 基本計画)

○自然災害発災時において、全ての滞留者が一定期間、安全・安心に滞在できるよう、食料や毛布等必要となる物資の備蓄等、受入体制の構築が必要。その上で、空港管理者や旅客ターミナルビルの運営主体のみならず、航空会社間の連携も含めて、「空港利用者の視点に立ったサービスを提供する」という理念を関係機関が共有し、かつ、一体となって対応することが必要。

8-1. 滞留者対応計画

(1) 被害想定

- ・地震、悪天候等の発生により空港アクセス機能が停止となり、空港内に滞留者が空港利用者と空港内職員が合わせて250人滞留。(定期便到着前、乗客と送迎が190名、空港内職員は60名を想定)
- ・滞留者が空港内で最大19時間滞留を想定する。

(2) 行動目標

- ・自然災害発生後、空港外に避難が可能か判断し、避難ができないと判断した場合には30分以内に滞留者の概数を確認するとともに、1時間以内に滞留者を滞留スペースに避難させ、負傷者がいる場合には負傷者への対応にあたりるとともに、1時間以内に滞留者数及び被害状況を把握。

(3) 役割分担

<表8-1: 滞留者対応計画の役割分担>

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
オホーツク紋別空港 管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回、訓練の実施 ・非常食や飲料水の備蓄(職員用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省への被害状況等の連絡 ・関係機関からの被害状況の収集・整理(航空課経由) ・「現地合同対策本部」の設置(構成員の招集) ・紋別市への連絡 ・道路・気象情報等の収集 ・滞留者数の把握 ・医療機関への支援要請(必要に応じて) ・関係機関への協力要請(必要に応じて) ・自衛隊等への支援要請(必要に応じて航空課経由) 	
紋別市		<ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所からの連絡等により滞留者数の把握 ・空港の状況の把握 ・避難施設の情報提供 	
オホーツク紋別空港ビル (株)	<ul style="list-style-type: none"> ・発生後19時間、滞留者が空港内で滞在できるよう、想定された最大空港滞留者数(旅客及び従業員(各テナントを含む))に対応した備蓄品(簡易トイレ等)を確保 ・拡声器等の準備 ・Wi-Fi環境、コンセントプラグ等の携帯電話の充電環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地合同対策本部への参集 ・旅客等の避難誘導 ・滞留スペースの確保(各箇所への滞留者の割振) ・滞留者数の把握 ・館内放送による情報提供 ・電気設備、通信、上下水道等の確認 ・非常用電源設備の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常食や飲料水の配布 ・毛布等の配布 ・携帯電話等の充電器の提供 ・簡易トイレ等の提供
航空会社	<ul style="list-style-type: none"> ・非常食や飲料水の備蓄(職員用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地合同対策本部への参集 ・旅客等に対する情報提供 ・滞留者数の把握 ・運航関係の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常食や飲料水の配布 ・毛布等の配布
空港消防業務受託業者	<ul style="list-style-type: none"> ・非常食や飲料水の備蓄(職員用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞留者への毛布等の準備 ・負傷者等の応急処置 	
草刈・除雪業務受託業者	<ul style="list-style-type: none"> ・非常食や飲料水の備蓄(職員用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・悪天候等の想定に対する準備 	
その他の空港事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・非常食や飲料水の備蓄(職員用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞留施設の準備(椅子等の移動) 	
旅客ターミナルビル内 テナント	<ul style="list-style-type: none"> ・非常食や飲料水の備蓄(職員用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間延長又は再開に向けた調整 	

<表 8-1 : 滞留者対応計画 タイムテーブルのイメージ>

事案発生	【5分以内】 ・ 構成員の招集	【15分以内】 ・ 国土交通省への連絡	【30分以内】 滞留者概数〇人（概数）	【1時間以内】 滞留者〇人（確定） 滞留スペースへの避難完了	【7時間後】 ・ 燃料確保計画に基づき対応	【19時間後】 ・ 空港アクセス機能が再開 ・ 滞留の空港からの避難完了
管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地合同対策本部の設置 ・ 国土交通省への連絡（航空線経由） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞留者数の把握（概数） ・ 道路・気象情報等の収集 ・ 飲料市への連絡 ・ 医療機関への支援要請・関係機関への支援要請（必要に応じて） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞留者数の把握（確定） 		
紋別市						<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理事務所からの連絡等により滞留者の把握、空港状況の把握、避難施設の情報提供
オホーツク紋別空港ビル（株）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地合同対策本部への参集 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞留スペースの確保、旅客等の避難誘導、滞留者の把握（概数） ・ 館内放送による情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞留者数の把握（確定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料供給計画に基づく要請 	
航空会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地合同対策本部への参集 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞留者の把握（概数） ・ 運航関係の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞留者数の把握（確定） 		
空港消防業務受託業者			<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞留者への毛布等の準備、負傷者等の応急処置 			
草刈・除雪業務受託業者			<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪天候等の想定に対する準備 			
その他の空港事業者			<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞留施設の準備（椅子等の移動） 			
旅客ターミナルビル内テナント			<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間延長又は再開に向けた調整 			

(4) ターミナルビル内に空港利用者等の滞留者が発生した場合の対応

- ・ターミナルビル内に空港利用者等の滞留者が発生した場合は、ビル内施設を開放し、非常事態体制をとるため、関係機関は協力して対応にあたる。
- ・対応職員は関係機関の判断によるが、最大限の協力を行うこととする。
- ・ターミナルビル内施設の開放は、(A) 会議室、(B) 展示コーナー、(C) 出発・到着ロビー、(D) ホールディングルームの順に振り分けて行う。
- ・管理事務所及び空港消防業務委託業者は毛布、オホーツク紋別空港ビル(株)及び運航会社は飲料水非常食の提供を必要に応じて行う。
- ・関係機関は、飲料水や非常食の備蓄を最大限努力する。
- ・空港管理者は年1回訓練を行い、その効果、問題点等を検討するものとする。

○各施設の収容人数及び優先順位

施設名	収容人数	優先順位
(A) 会議室	20名	(最優先) 支援の必要な方(高齢者、障害者、妊娠中の方、乳幼児をお連れの方)、体調不良の方、 (優先) お子様連れの方(小学生まで)～その他の方、
(B) 展示コーナー	30名	
(C) 出発・到着ロビー	60名	
(D) ホールディングルーム	50名	
	合計 160名	
(E) バッケージクレーム(医療用スペース)		

*施設の開放については、この順とするが、不都合な状況の場合には次順位の施設を優先することができるものとする。

○空港内施設の非常用電源設備について

設備管理者	発電可能時間	主な電源供給先
管理事務所	約52時間 3Φ3W 210V 250KV A 軽油 3,900ℓ	空港灯火施設、電源局舎、消防車庫
空港ビル (管理事務所を含む)	約11時間 3Φ3W 210V 80KV A 軽油 75+60ℓ	ビル内各事務所、1F・2Fロビー、チケットカウンター、保安検査施設、会議室

*非常時の電源供給は、航空機の運航に最低限必要となる場所への供給である。なお、ロビー等の照明は、間引いて点灯することとしている。また、空港ビルの暖房ボイラー、駐車場については、非常用電力が供給されない。

○備蓄用品について(令和2年9月現在)

1. 毛布 163枚(資機材車) その他約100枚
2. 非常食

品目	数量	賞味期限
五目御飯	100	2021年8月
五目御飯	100	2025年9月
わかめ御飯	100	2021年8月
わかめ御飯	100	2025年5月
計	400	

*飲料水については、災害時対応自販機等を使用する。(300本程度)

*カフェからおにぎり等20~30食は可能、売店からお菓子等を状況に応じて提供する。

○情報収集

気象情報 ・網走建設管理部、紋別市などからの配信情報

・インターネットを利用した情報収集(気象庁HP、MetAir、道路情報システムなど・電話照会)

(5) 滞留者数の正確な把握

- ・滞留者を滞留スペースに避難させた後、空港内勤務職員の滞留者数はオホーツク紋別空港管理事務所が把握するものとし、1階ロビー、ホールディングルーム及びバッケージクレーム内の滞留者数

は航空会社が担うこととする。

また、2階会議室、展示コーナーの滞留者数はオホーツク紋別空港ビル（株）が把握し、現地合同対策本部が取りまとめる。

(6) 非常食等の確保

・ 旅客、送迎客、空港内職員の滞留者数を250人、滞留時間を19時間と想定。非常食は1人最低2食配布することとなると、非常食が絶対数不足するため、空港内職員については日頃より非常食等の備蓄に努める。

(7) 負傷者等の対応

・ 空港ターミナルビル1階、バケージクレーム内に医療用スペースを設け、発災時に空港内にいる乗客・送迎客の中から応急救護等の対応可能な専門家を募り協力を依頼し、空港消防受託業者とともに、応急救護にあたる。

(8) コンセントプラグ、スマホ充電器等

・ 電源喪失時であっても原則、非常用発電機による運用が可能であることから、充電環境整備に努める。

8-2. 早期復旧計画

(1) 被害想定

地震、悪天候等の発生により電力、通信機能、上下水道が停止。また、滑走路面にクラックが発生し、航空機の離発着が不可能。

(2) 行動目標

- ・ 自然災害発生後、運用時間内は5分以内、それ以外の時間は30分以内を目標に、必要な職員が現地合同対策本部に参集。
- ・ 自然災害発生後、現地合同対策本部を設置し、土木施設、航空灯火、建築施設、電気施設、機械施設、ターミナル施設等の被害状況を把握する。
- ・ 各施設機能の回復作業に着手する。
- ・ 発災後、緊急物資、人員輸送に使用する施設の利用計画の策定
- ・ 自然災害発生後、24時間以内に、援助機（緊急物資の輸送や広域医療搬送等）が運航可能な状態まで滑走路等の空港施設を復旧。
- ・ 自然災害発生後、72時間以内に民間航空機が運航可能な状態まで滑走路等の空港施設を復旧。

(3) 役割分担

<表8-2：早期復旧計画の役割分担>

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
オホーツク紋別空港 管理事務所		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「現地合同対策本部」の設置、関係機関との連絡体制構築 ・ 基本施設、灯火施設等の被害状況の確認・復旧 ・ 国土交通省への被害状況の報告（航空課経由） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設・機能の回復 ・ 空港復旧に対する応援要請（TEC-FORCE等）
自衛隊		<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害派遣要請に基づく活動（地域政策課経由） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急物資輸送
地方公共団体・海上保安庁			<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者の緊急輸送、緊急物資輸送
網走地方気象台		<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報、今後の自然災害の見通し情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報、今後の自然災害の見通し情報提供
オホーツク紋別空港ビル（株）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地合同対策本部への参集 ・ ターミナル機能の被害状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ターミナルビルの機能回復
航空会社		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地合同対策本部への参集 ・ GSE車両の被害状況の把握、各施設機能の被害状況の把握 ・ 民間航空機の運航に係る機材等の機能回復 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間航空機の運航再開に向けた調整

<表 8-2 : 早期復旧計画 タイムテーブルのイメージ>

【運用時間内】

事案発生

	【5分以内】 ・ 構成員の招集	【15分以内】 ・ 国土交通省への 連絡		【24時間以内】 ・ 援助機が運航可能な状態まで 復旧	【72時間以内】 ・ 民間航空機が運航可能な状 態まで復旧
管理事務所	・ 現地合同対策本部の設置、連絡体制構築				
	・ 国土交通省への連絡（航空課経由）				
		・ 基本施設、灯火施設等の被害状況の確認・復旧		・ 民間航空機が運航可能な状態まで復旧	
自衛隊			・ 必要に応じて、災害派遣要請に基づく活動（地域政策課経由）		
地方公共団体・海上保安庁			・ 傷病者の緊急輸送、緊急物資輸送		
網走地方気象台			・ 災害情報・今後の自然災害の見通しなど情報提供		
オホーツク紋別空港ビル（株）	・ 現地合同対策本部への参集				
航空会社	・ 現地合同対策本部への参集	・ ターミナル機能の被害状況の把握、ターミナルビルの機能回復			
		・ GSE車両の被害状況の把握、各施設機能の被害状況の把握・民間航空機の運航に係る機材等の機能回復			

<表 8-2 : 早期復旧計画 タイムテーブルのイメージ>

【その他の時間】

事案発生

	【15分以内】 ・国土交通省への連絡	【30分以内】 ・構成員の招集			【24時間以内】 ・援助機が運航可能な状態まで復旧	【72時間以内】 ・民間航空機が運航可能な状態まで復旧
管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省への連絡（航空課経由） 		<ul style="list-style-type: none"> ・現地合同対策本部の設置、連絡体制構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本施設、灯火施設等の被害状況の確認・復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間航空機が運航可能な状態まで復旧 	
自衛隊			<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、災害派遣要請に基づく活動（地域政策課経由） 			
地方公共団体・海上保安庁			<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者の緊急輸送、緊急物資輸送 			
網走地方气象台			<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報・今後の自然災害の見通しなど情報提供 			
オホーツク紋別空港ビル（株）	<ul style="list-style-type: none"> ・現地合同対策本部への参集 					
航空会社	<ul style="list-style-type: none"> ・現地合同対策本部への参集 		<ul style="list-style-type: none"> ・ターミナル機能の被害状況の把握、ターミナルビルの機能回復 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・GSE車両の被害状況の把握、各施設機能の被害状況の把握・民間航空機の運航に係る機材等の機能回復 			

(4) 必要な職員・作業員等の確保

- ・参集体制は各社のBCPにおいて規定することとし、参集状況を「現地合同対策本部」に報告する。
- ・必要に応じて、72時間の勤務を前提とした職員等の交替や休息も考慮した人員配置。

【共通】

- ・連絡手段は、原則電話とし、SMS（ショートメッセージサービス）、EメールやFAXなど、なんらかの手法で連絡する。また、組織間の連絡網を整理・管理しておくこと。

【現地合同対策本部】

- ・職員の安否・参集状況について取りまとめ、北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部維持管理課、総合政策部航空局航空課へ情報共有するとともに、現地対策本部設置等の状況について、紋別市と情報を共有する。

【空港内の関係機関】

- ・職員の安否・参集状況について随時確認し、速やかに現地合同対策本部へ連絡する。

S-P l a n (Specific-functional Plan：機能別の喪失時対応計画)

8-3. 電力供給機能

(1) 想定される被害想定

- ・地震、悪天候等の発生により、北海道電力からの電力供給は継続しているが、空港内受配電設備の一部が損傷により停電が発生。
- ・強風等により、電柱の倒壊、電線の切断等により北海道電力からの供給が停止を想定。

(2) 行動目標

- ・自然災害発生後、即座に非常用電源に切り替え、滞留者対応計画で想定された最大19時間の電力を確実に確保するとともに、民間航空機が運航可能な72時間までに電力を回復することを旨とする。

(3) 役割分担

<表8-3：関係機関の役割分担>

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
オホーツク紋別空港 管理事務所	・非常用電源設備やその稼働のための十分な燃料確保	・現地合同対策本部の設置、関係機関との連絡体制構築 ・非常用電源設備の稼働（航空保安、灯火） ・電源設備等の被害状況の確認 ・北海道電力（株）に対する各種要請（早期復旧や電源車の派遣、他の変電所からの送電等）	・VFRによる離着陸体制の確保（非常用電源が稼働しない場合）
オホーツク紋別空港ビル（株）	・想定時間内稼働可能な非常用発電機の確保 ・非常用電源設備やその稼働のための十分な燃料の確保 ・非常用電源設備活用時の冷暖房機器の手配 ・携帯電話等の充電器の確保	・現地合同対策本部への参集 ・可搬型発電機の搬入要請 ・旅客ターミナルビル内の電気施設等の被害状況の確認 ・旅客ターミナルビル内の電力供給エリアの限定化	・電気設備等の復旧
航空会社	・非常用電源設備により運航に必要な機器類が作動できない事象等の確認	・現地合同対策本部への参集	

<表 8-3 : 電力供給機能 タイムテーブルのイメージ>

【運用時間内】

事案発生

	【5分以内】 ・ 構成員の招集	【15分以内】 ・ 国土交通省への連絡	【7時間後】 ・ 燃料確保計画に基づき対応	【19時間後】 ・ 滞留者解消	【24時間以内】 ・ 援助機が運航可能な状態まで復旧	【72時間以内】 ・ 民間航空機が運航可能な状態まで復旧
管理事務所	・ 現地合同対策本部の設置、連絡体制構築					
	・ 国土交通省への連絡（航空課経由）					
	・ 灯火施設等の被害状況の確認・復旧			・ 北海道電力（株）に対する各種要請（早期復旧など）		
オホーツク紋別空港ビル（株）	・ 現地合同対策本部への参集					
	・ 非常用電源設備の稼働（復旧するまでの間）					
		・ ターミナル機能の被害状況の把握、ターミナルビルの機能回復、可搬型発電機の搬入要請				
		・ 旅客ターミナルビル内の電力供給エリアの安定化、滞留者の解消				
		・ 北海道電力（株）に対する各種要請（早期復旧など）				
航空会社	・ 現地合同対策本部への参集					
		・ 非常用電源設備により運航に必要な機器類が作動できない事象等の確認				

<表 8-3 : 電力供給機能 タイムテーブルのイメージ>

【その他の時間】

事案発生

	【15分以内】 ・国土交通省への連絡	【30分以内】 ・構成員の招集			【24時間以内】 ・援助機が運航可能な状態まで復旧	【72時間以内】 ・民間航空機が運航可能な状態まで復旧	
管理事務所	・国土交通省への連絡（航空課経由）	→					
	・現地合同対策本部の設置、連絡体制構築						
			・灯火施設等の被害状況の確認・復旧				
			・北海道電力（株）に対する各種要請（早期復旧など）				
			・非常用電源設備の稼働（復旧するまでの間）				
オホーツク紋別空港ビル（株）	・現地合同対策本部への参集	→					
			・ターミナル機能の被害状況の把握、ターミナルビルの機能回復、可搬型発電機の搬入要請				
			・旅客ターミナルビル内の電力供給エリアの限定化				
			・北海道電力（株）に対する各種要請（早期復旧など）				
			・非常用電源設備の稼働（復旧するまでの間）				
航空会社	・現地合同対策本部への参集	→					
			・非常用電源設備により運航に必要な機器類が作動できない等象等の確認				

8-4. 通信機能

(1) 被害想定

- ・地震、悪天候等の発生により、停電が発生し固定電話及び携帯電話の通信規制が行われ、通話が困難な状況となることを想定。

(2) 行動目標

- ・発生後、現地合同対策本部を設置し、紋別空港内の通信状況を確認するとともに、通信障害が発生している場合には、当該通信事業者に対して復旧作業を要請。
- ・発生後、音声通話が集中することにより通信規制は、数時間後には緩和されることにより、ターミナルビルに配備されている固定電話や携帯電話の音声通話機能は順次回復。
- ・通信障害が発生している場合は、19時間以内に通信障害の原因究明及び復旧作業を完了することにより、ターミナルビル内の滞留者がなんらかの手段により、通信できる環境まで回復を目指す。

(3) 役割分担

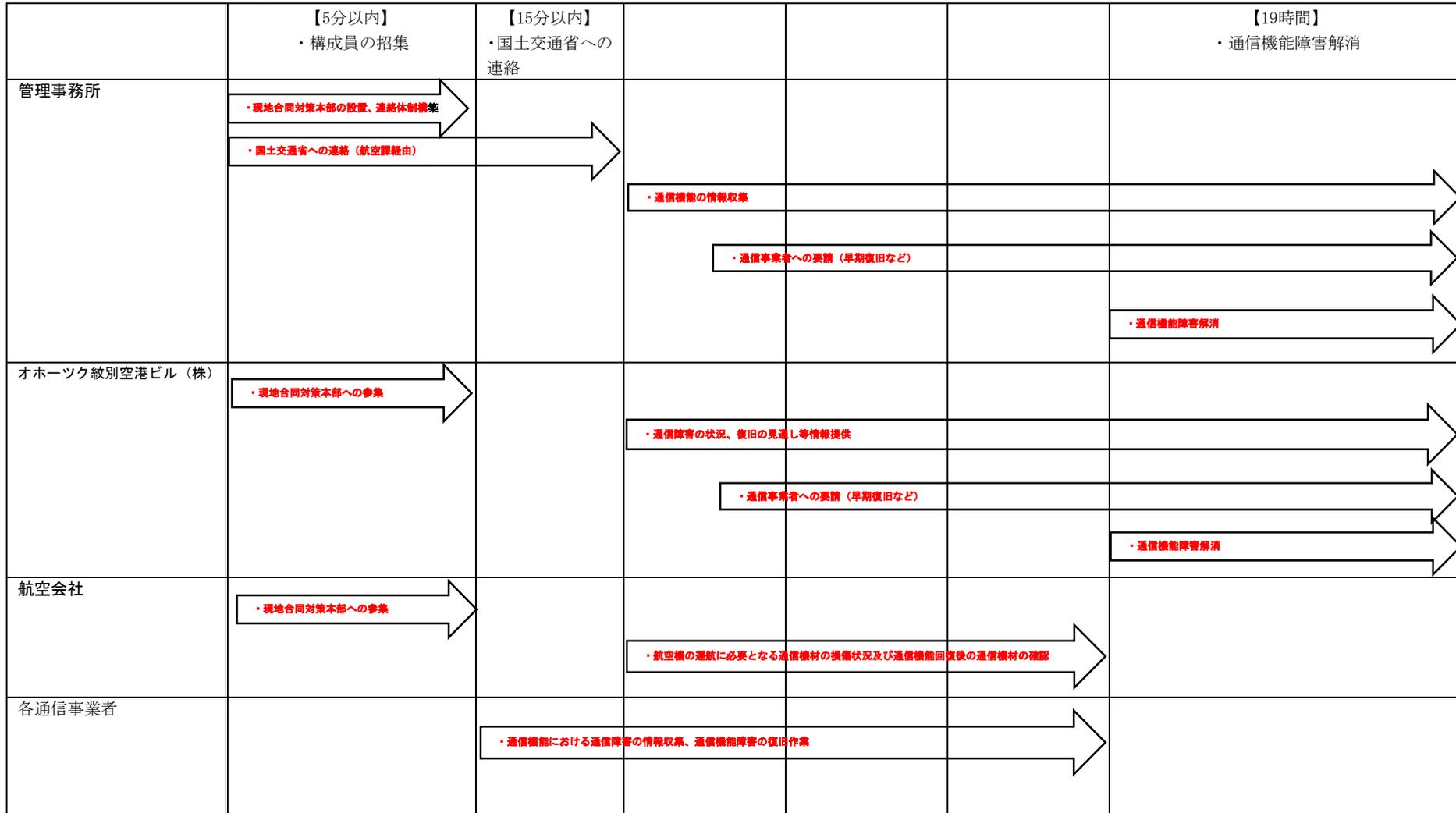
＜表8-4：関係機関の役割分担＞

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
オホーツク紋別空港 管理事務所	・災害時優先電話の活用	・現地合同対策本部の設置、関係職員、関係機関との連絡体制構築 ・通信障害の情報収集 ・通信事業者への要請（早期復旧等）	
オホーツク紋別空港ビル（株）	・Wi-Fi環境の整備	・現地合同対策本部への参集 ・通信障害の状況、復旧の見通し等の情報提供 ・通信事業者への要請（早期復旧等）	・Wi-Fiが利用可能なエリアについて滞留者に対しての情報提供 ・滞留者への通信障害の復旧の見通し等の情報提供
航空会社		・現地合同対策本部への参集 ・航空機の運航に必要となる通信機材の損傷状況及び通信機能回復後の通信機材の確認	
各通信事業者		・通信機能における通信障害の情報収集	・通信機能障害の復旧作業

<表 8-4 : 通信機能 タイムテーブルのイメージ>

【運用時間内】

事案発生



<表 8-4 : 通信機能 タイムテーブルのイメージ>

【その他の時間】

事案発生

	【15分以内】 ・国土交通省への連絡	【30分以内】 ・構成員の招集				【72時間以内】 ・民間航空機が運航可能な状態 まで復旧
管理事務所	・国土交通省への連絡（航空課経由）					
	・現地合同対策本部の設置、連絡体制構築					
			・通信機能障害の情報収集			
			・通信事業者への要請（早期復旧など）			
オホーツク紋別空港ビル（株）	・現地合同対策本部への参集					
			・通信障害の状況、復旧の見通し等情報提供			
			・通信事業者への要請（早期復旧など）			
航空会社	・現地合同対策本部への参集					
			・航空機の運航に必要な通信機材の損傷状況及び通信機能回復後の通信機材の確認			
各通信事業者			・通信機能における通信障害の情報収集、通信機能障害の復旧作業			

8-5. 上下水道機能

(1) 被害想定

- ・地震の発生により、空港内及び空港外の送水管、若しくは空港ターミナルビル内の配水管などの管路に障害が発生することを想定。

(2) 行動目標

- ・滞留者の飲料水、簡易トイレ又は仮設トイレ等を19時間分、確実に確保するとともに民間航空機が運航可能となる72時間までに上下水道機能を回復することを目指す。
- ・発生後、復旧が長引くと判断した場合には給水車等を手配。

(3) 役割分担

＜表8-5：関係機関の役割分担＞

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
管理事務所	・飲料水及び簡易トイレ等の備蓄	・現地合同対策本部の設置、関係機関との連絡体制構築 ・水道修理業者への要請（早期復旧等）	復旧に19時間以上掛かり、ターミナルビルのタンク容量に支障を及ぼすと判断された場合には、紋別市水道部と協議の上、給水車の出動を要請
オホーツク紋別空港ビル（株）	・タンク容量の確保（タンク容量：8,000ℓ） ・水道管の耐震化 ・停電時でもポンプ等電力を必要とする施設が機能するための準備 ・簡易トイレ等の備蓄	・現地合同対策本部への参集 ・滞留者対応計画で想定した空港利用者及び空港内職員の簡易トイレ又は仮設トイレ等を19時間確保 ・水道修理業者への要請（早期復旧等）	
紋別市水道部		・紋別空港までの上下水道の緊急点検	・紋別空港までの上下水道緊急点検の結果により修繕実施

＜表 8-5：上下水道機能 タイムテーブルのイメージ＞

【運用時間内】

事案発生

	【5分以内】 ・構成員の招集	【15分以内】 ・国土交通省への 連絡		【19時間】 ・飲料水及びトイレ等 を確保	【24時間以内】 ・援助機が運航可能な状態 まで復旧	【72時間以内】 ・民間航空機が運航可能な状態ま で復旧
管理事務所	→ ・現地合同対策本部の設置、連絡体制構築	→				
	→ ・国土交通省への連絡（航空機経由）					
			→ ・水道修理業者への要請（早期復旧など）			
オホーツク紋別空港ビル（株）	→ ・現地合同対策本部への参集			→ ・給水車等の出陣を要請		
			→ ・簡易トイレ等の確保		→ ・復旧作業に必要な簡易トイレ等の確保	
			→ ・水道修理業者への要請（早期復旧など）			
紋別市水道部			→ ・紋別空港までの上下水道の緊急点検			
				→ ・紋別空港までの上下水道点検の結果により修繕実施		

<表 8-5 : 上下水道機能 タイムテーブルのイメージ>

【その他の時間】

事案発生

	【15分以内】 ・国土交通省への連絡	【30分以内】 ・構成員の招集		【19時間】 ・飲料水及びトイレ 等を確保	【24時間以内】 ・援助機が運航可能な 状態まで復旧	【72時間以内】 ・民間航空機が運航可能な状態まで復旧
管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省への連絡（航空課経由） ・現地合同対策本部の設置、連絡体制構築 		<ul style="list-style-type: none"> ・水道修理業者への要請（早期復旧など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・給水車等の出動を要請 		
オホーツク紋別空港ビル（株）	<ul style="list-style-type: none"> ・現地合同対策本部への参集 		<ul style="list-style-type: none"> ・水道修理業者への要請（早期復旧など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧作業に必要な簡易トイレ等の確保 		
紋別市水道部			<ul style="list-style-type: none"> ・紋別空港までの上下水道の緊急点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・紋別空港までの上下水道点検の結果により修繕実施 		

8-6. 燃料供給機能

(1) 被害想定

- ・地震・悪天候等の発生により空港への電力供給が寸断され、その復旧に3日間を要すると想定。

(2) 行動目標

- ・発生後、滞留者対応計画で想定された最大19時間の電力を確実に確保するとともに、電源を復旧目安である3日間（72時間）非常用発電機を稼働させるために必要な燃料を確保。
- ・電力供給発災時3日間（72時間）以内に民間機の運航が可能となるよう、既存の現地合同対策本部の燃料供給スキームによる航空機の運航に必要なGSE車両等の燃料確保を検討。

(3) 役割分担

<表8-6：関係機関の役割分担>

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
管理事務所		現地合同対策本部の設置、関係機関との連絡体制構築 ・当該空港内事業者から備蓄燃料の残量や被災状況に対する情報の収集・整理	・（必要に応じて）「災害時における重要施設への石油類燃料の供給体制」に基づく緊急供給要請の実施
オホーツク紋別空港ビル（株）	非常用発電機の燃料確保	・現地合同対策本部への参集 ・非常用電源確保のため、燃料供給に必要な調整	
航空会社		・現地合同対策本部への参集	・72時間以内に民間航空機運航を再開するために必要となるGSE車両用燃料供給量の情報を共有

<表 8-6 : 燃料供給機能 タイムテーブルのイメージ>

【運用時間内】

事案発生

	【5分以内】 ・ 構成員の招集	【15分以内】 ・ 国土交通省への 連絡	【7時間後】 ・ 燃料確保計画に基づく 対応	【24時間以内】 ・ 援助機が運航可能な状態 まで復旧	【72時間以内】 ・ 民間航空機が運航可能な状態ま で復旧
管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地合同対策本部の設置、連絡体制構築 ・ 国土交通省への連絡（航空課経由） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該空港内事業者から備蓄量の残量や被災状況に対する情報の収集、 			
オホーツク紋別空港ビル（株）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地合同対策本部への参集 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用電源確保のため、燃料補給に必要な調整 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における重要施設への石油類燃料の供給体制」に基づく緊急供給要請の実施 ・ 非常用電源確保のため、燃料補給に必要な調整 	
航空会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地合同対策本部への参集 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間航空機を運航再開するために必要となるGSE車両用燃料の情報提供 			

<表 8 - 6 : 燃料供給機能 タイムテーブルのイメージ>

【その他の時間】

事案発生		【15分以内】 ・国土交通省への連絡	【30分以内】 ・構成員の招集	【7時間後】 ・燃料確保計画に基づく 対応	【24時間以内】 ・援助機が運航可能な状態 まで復旧	【72時間以内】 ・民間航空機が運航可能な状態 まで復旧
管理事務所	・国土交通省への連絡（航空課経由）	→				
	・現地合同対策本部の設置、連絡体制構築	→				
				・当該空港内事業者から備蓄燃料の残量や被災状況に対する情報の収集	→	
					・災害時における重要施設への石油類燃料の供給体制」に基づく緊急供給要請の実施	→
オホーツク紋別空港ビル（株）	・現地合同対策本部への参集	→				
				・非常用電源確保のため、燃料補給に必要な調整	→	・非常用電源確保のため、燃料補給に必要な調整
航空会社	・現地合同対策本部への参集	→				
				・民間航空を機運航再開するために必要となるGSE車両用燃料の情報提供	→	

8-7. 空港アクセス機能

(1) 被害想定

- ・地震・悪天候等の発生により、空港へのアクセス道路が機能停止を想定。アクセス道路の被害状況の確認が完了するまでの間は通行止。安全確認完了後は順次開通。

(2) 行動目標

- ・発生後、各道路管理者とアクセス道路（橋梁）の被害状況を情報共有し、滞留者に情報を掲示、館内放送、HP等により情報提供することを目指す。
- また、滞留時間が19時間を超えると判断した場合には、近隣の避難所への避難も視野に検討する。

(3) 役割分担

＜表8-7：関係機関の役割分担＞

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
管理事務所	・道路管理者との連絡体制の構築	・現地合同対策本部の設置、関係機関との連絡体制構築 ・道路等の被害状況の情報収集 ・道路状況の確認、整理	・道路の被害状況、復旧見通しの情報提供
各道路管理者 ・網走開発建設部興部道路事務所 ・網走建設管理部紋別出張所		・アクセス道路（橋梁）の被害状況を情報共有	・アクセス道路（橋梁）の機能回復
オホーツク紋別空港ビル（株）		・現地合同対策本部への参集	・ターミナルビル内案内所、館内放送、自社HP等において、ターミナルビル内滞留者向けに空港連絡バスの運行状況（道路被害状況）復旧見通しに関する情報提供
航空会社		・現地合同対策本部への参集	・滞留者に対する代替交通手段や運航情報の提供 ・道路被害復旧見通しに関する情報提供
関係自治体 （バス事業者）	・アクセス道路の不通時における代替ルートの検討	・増発や臨時便の調整	

＜表 8-7：空港アクセス機能 タイムテーブルのイメージ＞

【運用時間内】

事案発生

	【5分以内】 ・ 構成員の招集	【15分以内】 ・ 国土交通省への 連絡	【19時間】 ・ 滞留者対応計画	【24時間以内】 ・ 援助機が運航可能な状態 まで復旧	【72時間以内】 ・ 民間航空機が運航可能な状態ま で復旧
管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地合同対策本部の設置、連絡体制構築 ・ 国土交通省への連絡（航空課経由） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等の被害状況の情報収集、道路状況の確認、整理 ・ HP等において復旧見通しに関する情報発信 ・ バス事業者等へ滞留者の輸送要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等の被害状況の情報収集、道路状況の確認、整理 ・ HP等において復旧見通しに関する情報発信、運航再開に向けた情報提供 	
オホーツク紋別空港ビル（株）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地合同対策本部への参集 		<ul style="list-style-type: none"> ・ ターミナルビル内案内所、館内放送、自社HP等においてターミナルビル滞留者向け空港連絡バスの運行状況（道路被害状況）復旧見通しに関する情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ HP等において復旧見通しに関する情報発信、運航再開に向けた情報提供 	
航空会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地合同対策本部への参集 		<ul style="list-style-type: none"> ・ ターミナルビル滞留者向け空港連絡バスの運行状況（道路被害状況）復旧見通しに関する情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運航再開に向けた情報提供 	
関係自治体 （バス事業者）			<ul style="list-style-type: none"> ・ アクセス道路不通時の代替ルートの検討 ・ 現地合同対策本部からの情報入手 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路被害等復旧見通しに関する情報収集 	

＜表 8-7：空港アクセス機能 タイムテーブルのイメージ＞

【その他の時間】

事案発生

	【15分以内】 ・国土交通省への連絡	【30分以内】 ・構成員の招集			【24時間以内】 ・援助機が運航可能な状態まで復旧	【72時間以内】 ・民間航空機が運航可能な状態まで復旧
管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省への連絡（航空課経由） ・現地合同対策本部の設置、連絡体制構築 			<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の被害状況の情報収集、道路状況の確認、整理 ・HP等において復旧見直しに関する情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の被害状況の情報収集、道路状況の確認、整理 ・HP等において復旧見直しに関する情報発信、運航再開に向けた情報提供 	
オホーツク紋別空港ビル（株）	<ul style="list-style-type: none"> ・現地合同対策本部への参集 			<ul style="list-style-type: none"> ・HP等において復旧見直しに関する情報発信、運航再開に向けた情報提供 		
航空会社	<ul style="list-style-type: none"> ・現地合同対策本部への参集 			<ul style="list-style-type: none"> ・運航再開に向けた情報提供 		
関係自治体 （バス事業者）				<ul style="list-style-type: none"> ・道路被害等復旧見直しに関する情報収集 		

9. 外部機関との連携

【オホーツク紋別空港管理事務所】

【施設番号 001-11056 除雪消防車庫】

【施設番号 001-11057 電源局舎】

- ・災害時における重要施設への石油類燃料の供給体制について
(令和元年(2019年)7月1日付け)北石連

10. 情報発信

(1) 整理すべき情報と担当機関

- ・基本施設の被害及び復旧状況
【オホーツク紋別空港管理事務所】
- ・空港内の滞留者の状況
【オホーツク紋別空港ビル(株)、航空会社】
- ・地震や悪天候等の自然災害の状況
【網走地方気象台】
- ・民間航空機の運航計画及び運航状況
【航空会社】
- ・旅客ターミナルビルの被害状況
【オホーツク紋別空港ビル(株)】
- ・空港アクセスの運行状況
【オホーツク紋別空港ビル(株)、航空会社、関係自治体】
- ・空港周辺の道路状況
【道路管理者】

(2) 情報の集約と発信

- ①上記(1)で整理された情報について「現地合同対策本部」で集約。
- ②集約した情報を「現地合同対策本部」の各構成員に提供。
なお、その情報は現場の担当レベルまでの確に共有。併せて以下に対しても上記情報を提供。
- ③「現地合同対策本部」が関係機関と調整の上、必要な関係機関のWebサイトに同じ情報を掲載。

- (3) 滞留者に対しても、オホーツク紋別空港ビル(株)、航空会社が協力のうえ情報を提供。

11. 訓練計画

(1) 訓練の実施

- ・「現地合同対策本部」主催の訓練を、毎年12月を目途に行う。
- ・訓練の企画・立案は管理事務所が行う。
- ・訓練の実施後、必要に応じてアンケート調査を実施し、参加機関の要望や提案等を募る。
- ・訓練の結果等を踏まえ、必要に応じてA2-BCPの改訂を行う。

(2) 点検の実施

- ・管理事務所、オホーツク紋別空港ビル(株)は最低1年に1回、非常用電源設備の稼働確認を行う。
- ・管理事務所、オホーツク紋別空港ビル(株)は最低1年に1回、非常用トイレ、毛布、備蓄品の確認を行う。

12. 各施設の担当部署と技術者の配置状況

(1) 基本施設及び灯火施設

オホーツク紋別空港管理事務所 [土木職2名、電気職2名]

附 則 この要領は令和2年4月 1日から適用する。

附 則 この要領は令和2年9月23日一部改正し、同日から施行する。